

渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する  
行政評価・監視  
－外国人の婚姻届を中心として－

結果報告書

令和4年1月

総務省行政評価局



## 前 書 き

戸籍事務は、市区町村が行うこととされており、そのうち外国人や在外の日本人に係る事務を「渉外戸籍事務」という。

我が国における在留外国人の数は、2001年（平成13年）時点で約178万人であったが、2019年（令和元年）時点で約293万人とおおむね増加傾向にあり、こうした傾向が続くことを前提とした場合、今後、市区町村への日本人と外国人又は外国人同士の婚姻の届出も増えていく可能性がある。

これら外国人の婚姻に係る渉外戸籍事務については、本人の国籍によって適用される法律に基づく婚姻要件や必要書類が異なるため、市区町村には、届出に來られた本人に対する説明や書類審査に、多大な時間や労力が費やされているとの声がある。

今回の調査は、以上のような状況を踏まえ、市区町村における外国人の婚姻に係る渉外戸籍事務を適正かつ円滑に進めるためには、法務局や法務省がどのような対応を採ればよいのかという観点から、全国48の市区町村及び16の法務局における事務処理の実態を把握の上、課題を整理したものである。

なお、調査の過程において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、来日が困難な外国人との婚姻の事務処理について、義務とはされていないパスポートの原本提出を求められたとの行政相談が寄せられたところ、他の市区町村においても同様の問題が生じている可能性があることに鑑み、上記の48市区町村を対象として追加調査を行い、その調査結果については、先行して公表したところである。



# 目 次

第 1 行政評価・監視の目的等 .....	1
第 2 行政評価・監視結果 .....	3
1 渉外戸籍事務をめぐる状況 .....	3
(1) 在留外国人数 .....	3
(2) 渉外的婚姻数 .....	5
(3) 法務局の組織概要 .....	7
2 調査結果、分析等 .....	8
(1) 渉外戸籍事務の制度 .....	8
(2) 調査の結果（概要） .....	8
(3) 各課題に関する検討 .....	9
(4) まとめと所見 .....	22
(5) その他（研修について） .....	26
3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について .....	29
(1) 国籍証明書（又は旅券） .....	30
(2) 出生証明書 .....	40
(3) 独身証明書 .....	48
(4) 申述書 .....	56
第 3 資料編 .....	64
第 4 （参考）令和 3 年 11 月 12 日公表 総務省行政評価局レポートについて .....	88
第 5 参考文献 .....	95